10　制限

被要請加盟国は、次のことを行うことを要求されない。

(a)　自国の輸入申告書、輸出申告書又は輸入若しくは輸出の手続に関する様式を修正すること。

6.1(c)に規定する輸入申告書又は輸出申告書と共に提出された書類以外の書類を要求すること。

(b)　情報を得るために照会を開始すること。

(c)　情報の保有期間を修正すること。

(d)　電子的な様式が既に導入されている場合において、書面による書類の様式を導入すること。

(e)　情報を翻訳すること。

(f)　情報の正確さを確認すること。

(g)　公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害するような情報を提供すること。

(h)　認められていない利用又は開示

11.1　11　この条の規定に基づいて交換した情報の利用又は開示の条件に違反する場合には、情報を受領した要請加盟国は、認められていない利用又は開示の詳細について速やかに情報を提供した被要請加盟国に通報し、次のことを行う。

(a)　違反を是正するために必要な措置をとること。

(b)　将来の違反を防止するための必要な措置をとること。

(c)　(a)及び(b)の規定に基づいてとられた措置を被要請加盟国に通報すること。

11.2　被要請加盟国は、11.1に規定する措置がとられるまで、この条の規定に基づく要請加盟国に対する義務を停止することができる。

12　二国間の及び地域的な協定

12.1　この条のいかなる規定も、加盟国が税関の情報及びデータの共有又は交換（自動的な方式のような安全性及び迅速性に基づくもの又は貨物の到着の前に行われるものを含む。）に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定を締結し、又は維持することを妨げるものではない。

12.2　この条のいかなる規定も、そのような二国間の、多数国間の若しくは地域的な協定に基づく加盟国の権利若しくは義務を変更し、若しくは影響を及ぼすものと解してはならず、又は他の協定に基づく税関の情報及びデータの交換を規律するものと解してはならない。

第二節　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対する特別なかつ異なる待遇の規定

第十三条　一般原則

1　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、二千四年七月の枠組合意（文書番号WT／L／五七九）の附属書Dにおいて合意された態様並びに香港閣僚宣言（文書番号WT／MIN（〇五）／DEC）の第三十三項及び附属書Eに基づくこの節の規定に従い、この協定の第一条から前条までの規定を実施する。

2　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国には、この協定の規定の実施に資するため能力の開発のための援助及び支援（注）が、その性質及び範囲に従って供与されるものとする。この協定の規定の実施の程度及び時期は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国の実施する能力と関連させる。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が引き続き必要な能力を欠く場合には、当該開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、実施する能力を得るまで、関連する規定を実施することを要求されない。

注　この協定の適用上、「能力の開発のための援助及び支援」は、技術上及び資金上の援助及び支援その他相互に合意する援助の形態をとることができる。

3　後発開発途上加盟国は、個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の能力と両立する範囲内において、約束を行うことを要求される。

4　これらの原則は、この節に定めるところにより適用される。

1　**第十四条**　規定の区分

規定の区分は、次のとおりとする。

(a)　区分Aには、開発途上加盟国若しくは後発開発途上加盟国が次条の規定に従って指定する規定であってこの協定の効力が生ずる時に実施するもの又は後発開発途上加盟国の場合にあってはこの協定の効力が生ずる時から一年以内に実施するものが含まれる。

(b)　区分Bには、開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国が第十六条の規定に従って指定する規定であって、この協定の効力が生じた後、移行期間を経過した後の日に実施するものが含まれる。

(c)　区分Cには、開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国が第十六条の規定に従って指定する規定であって、この協定の効力が生じた後、移行期間を経過した後の日に実施し、かつ、能力の開発のための援助及び支援の供与により実施する能力を得ることが必要であるものが含まれる。

2　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、個別に、A、B及びCの各区分に含まれる規定を自ら指定する。

第十五条　区分Aの通報及び実施

1　開発途上加盟国は、この協定の効力が生ずる時に、区分Aの約束を実施する。区分Aに指定する約束は、この協定の不可分の一部を成す。

2　後発開発途上加盟国は、この協定の効力発生の後一年を超えない期間内に、区分Aに指定した規定を委員会に通報することができる。後発開発途上加盟国の区分Aに指定する約束は、この協定の不可分の一部を成す。

第十六条　区分B及び区分Cの実施のための確定日の通報

1　開発途上加盟国は、自国が区分Aに指定しなかった規定について、この条に定める手続に従って実施を遅らせることができる。

(a)　開発途上加盟国の区分B

開発途上加盟国は、この協定の効力が生ずる時に、自国が区分Bに指定した規定及びそれらの実施のためのそれぞれの目標日を委員会に通報する（注）。

注　提出される通報には、通報する当該開発途上加盟国が適当であると認める更なる情報を含めることができる。加盟国は、実施について責任を有する自国の機関又は団体に関する情報を提供するよう奨励される。

(b)　開発途上加盟国は、この協定の効力発生の後一年以内に、自国が区分Bに指定した規定の実施のためのそれぞれの確定日を委員会に通報する。開発途上加盟国は、当該期限の前に当該確定日を通報するための追加的な時間が必要であると認める場合には、当該確定日を通報するために十分な期間の延長を委員会に要請することができる。

(c)　開発途上加盟国の区分C

開発途上加盟国は、この協定の効力が生ずる時に、自国が区分Cに指定した規定及びそれらの実施のためのそれぞれの目標日を委員会に通報する。透明性の観点から、提出される通報には、当該開発途上加盟国が実施するために必要な能力の開発のための援助及び支援に関する情報を含めるものとする（注）。

注　開発途上加盟国は、自国の貿易の円滑化の実施のための計画又は事業計画、実施について責任を有する自国の機関又は団体及び支援を提供するための取極を自国との間で既に有している拠出者に関する情報を含めることができる。

(d)　開発途上加盟国及び関係する拠出加盟国は、この協定の効力が生ずる時から一年以内に、既に有している取極、第二十二条1の規定に従って行われた通報及び(c)の規定に従って提出された情報に考慮を払い、区分Cの規定を実施することができる能力の開発のための援助及び支援の提供に必要な、維持された又は締結された取極に関する情報を委員会に提供する（注）。当該取極に参加する開発途上加盟国は、速やかに当該取極を委員会に通報する。また、委員会は、非加盟国の拠出者に対しても既存の又は締結された取極に関する情報を提供するよう招請する。

注　当該取極は、第二十一条3の規定に適合するよう二国間で又は適当な国際機関を通じて、相互に合意した条件に基づくものとする。

(e)　拠出加盟国及び開発途上加盟国は、(d)に規定する情報を提供した日から十八箇月以内に、能力の開発のための援助及び支援の提供に係る進捗状況について委員会に通報する。開発途上加盟国は、同時に、実施のための確定日の表を通報する。